【様式３－１】

※体験観光事業者提出用

高知でワーケーション体験クーポンキャンペーン

参画申込書 兼 同意書

私は、以下の内容について同意し、「高知でワーケーション体験クーポンキャンペーン」に参画します。

（１）「高知でワーケーション体験クーポンキャンペーン」の内容を理解し、適切にクーポンの受け取り及び割引を行います。

（２）クーポンを取り扱う体験観光施設は、本キャンペーンの参画施設に限ります。

（３）業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守します。

（４）感染予防策を徹底及び実施している旨を店頭など旅行者から見えやすい場所又は、ホームページ等で対外的　に公表します。

（５）体験中は、可能な限り直接の対面を避けるなど、感染予防策を講じた上で体験者全員に検温と本人確認を実施します。

（６）旅行者に検温等の体調チェックを実施し、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、週末も含め、近隣の医療機関や受診・相談センターの指示を仰ぎ、適切な対応をとります。

（７）体験観光施設の従業員に感染者が出た場合や、商品を利用した旅行者等に感染者が出たことを把握した場合においては、その状況について、遅滞なく、事務局に報告を行います。

（８）本キャンペーンを積極的に広報します。

（９）事務局が提供する管理運営マニュアルに基づき、クーポンの引換えに商品等の提供を行います。また取扱いに関する事務局の指示を遵守します。

（10）クーポンを用いた取引を行う場合は、次に定める事項を善良な管理者の注意義務をもって必ず確認します。

 ・クーポンの有効期間 、クーポンの偽造、変更及び模造の有無

 　　　・提供しようとする商品等が、クーポンの利用対象にならない商品等に該当しないこと。

（11）有効期間を経過したクーポン及び有効期限の記載のないクーポンは、受取りを拒否します。

（12）デザインや色合いが明らかに違うこと等により偽造されたクーポンと判別できる場合等は、その受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに事務局に報告します。

（13）クーポンを現金と交換しません。

（14）クーポン記載の額以下の金額の利用の場合、釣り銭は渡しません。クーポンによる支払いで不足する分は、現金等で収受します。

（15）有効なクーポンを提示した旅行者に対し、クーポンの受け取りを拒否する、手数料を上乗せして請求する等クーポンの利用者に不利となる差別的取扱いは行いません。

（16）有効なクーポンを利用しようとする旅行者からのクーポンの利用に関し苦情又相談を受けた場合、取扱店舗とクーポンの利用者との間において紛議が生じた場合又は違反する取引の指摘若しくは指導を受けた場合等には、取引店舗の費用と責任をもって対処し、解決にあたります。

（17）事務局が必要に応じて報告や立入等の調査を求めた場合には、これに協力します。

（18）クーポンの取り扱いに関して不正等を行っていることが判明した際には、県からの不正受給等への返還請求に応じるとともに、法人名等の公表に応じます。

（19）クーポン利用者から収受したクーポンを善良な注意義務を持って適切に管理するとともに、事務局への精算手続きを事務局が指定する期日までに行います。また、次の事項について同意します。

　　　　・クーポンの盗難、紛失、滅失又は、偽造、変造、模造等に対して、事務局は責を負わないこと。

（20）参画体験観光事業者は、法令及び公序良俗に反する活動を行っていません。

（21）実施手順やリスクの事前説明、防護具の装備、衛生面の管理など、利用者が体験プログラムを安心・安全に楽しめるよう、適切な対策を講じます。

（22）体験商品を提供するにあたり、体験者の事故やけが等の補償に対応できる保険に加入しています。

（23）参画者等（代表者の他、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等）は、暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第２条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（同条第３号に規定する暴力団員等をいう。）に該当しません。

令和　　年　　 月　　 日

参画申込する体験観光事業者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業者名（法人名） |  | 所在地 |  |
| 代表者名 | （職）　　　　　　　　　　　（氏名） |
| 対象施設名 | （公式ホームページに掲載しますので、正式名称で記入してください） |